

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

(更新対象者は令和5年1月1日から有効の受給者証から変更)

2022年9月1日以降、山梨県が発行する医療受給者証には
「個別の指定医療機関の名称」ではなく「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」と記載します。

そのため、「**児童福祉法に基づき指定された医療機関**」であれば、
新たに利用する指定医療機関(※1)として事前の申請をしなくても、
助成対象として受診できるようになります(※2)。

(※1) 医療機関が「児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

(※2) 更新時より前に、医療受給者証に記載されている指定小児慢性特定疾病医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、管轄する保健所までご連絡ください。

これまで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前新しくできた病院を利用したいけど、手続きが必要…

2022年9月1日から

医療
受給者証

「**児童福祉法に基づき指定された医療機関**」

「**児童福祉法に基づき指定された医療機関**」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、**2022年7月1日以降は**、「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」であれば、**受給者証に医療機関を追加する手続きをせずに利用可能**ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

【お問い合わせ先】

お住まいの市町村を管轄する各保健所 健康支援課

又は 山梨県福祉保健部健康増進課難病担当 TEL: 055-223-1496